

議案第 33 号

市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市職員退職手当支給条例（昭和 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 条」を「第 8 条の 2」に改める。

第 3 条第 1 項中「、給料」を「、退職の日におけるその者の給料」に、「減給、停職」を「停職、減給」に、「より給料」を「よりその給料」に、「おいてその者が」を「おけるその者の」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第 2 項中「次条第 2 項及び第 5 条」を「以下この項、次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項第 4 号及び第 2 項」に改め、「よらず」の次に「、かつ、第 8 条の 2 第 9 項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 6 条の 4 第 4 項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

1 1 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) 第8条の2第9項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第14項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 一年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第9項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第14項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、第8条の2第9項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第14項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に、「25年以上」を「20年以上」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の5を削る。

第6条の3の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第2章中第8条の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、

次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第9項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集をする人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第7項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第10項の規定による通知の予定時期
- (9) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (10) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数に募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集

の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちに、その旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第14項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 法律により任期を定めて任用される者

(2) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下この条において同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

8 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

9 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第7項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けた場合

(3) 応募者が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該地方公務員法第29条の規定による懲戒処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために必要であると認める場合

10 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

11 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

12 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が第14項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

13 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

14 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力

を失う。

- (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第11項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前2号に掲げるときを除く。)
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)を受けたとき。
 - (5) 第7項の規定により応募を取り下げたとき。
- 15 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項(第9項に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。)及び認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)
- 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第28号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

理 由

国家公務員退職手当法の改正を考慮し、早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を拡充する措置を講ずるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。